

別表第1(第8条及び第9条第2項関係)

催 事 内 容	使用料の負担額
1. 機構又は機構の職員が主催する国際的な教育, 学術及び文化に関する会合及び行事 (第6条第1項第1号)	機構又は部局が主催し, 又は共催するもの。徴収なし
2. 機構の職員が関係する国際シンポジウム並びに国際研究集会の国際会議及び分科会 (第6条第1項第2号)	機構の職員が関係する機構外の学術団体等が主催するもの。別表第2における料金による。
3. 機構の職員が関係する国際会議の開催に伴うレセプション (第6条第1項第3号)	機構の職員が所属する機構内の教育研究組織が主催し, 又は共催するもの。徴収なし
	機構又は部局が主催し, 又は共催するもの。徴収なし
4. 機構又は機構の職員が主催する国内の会議, シンポジウム, 研究集会及びこれに伴うレセプション (第6条第1項第4号)	機構の職員が関係する機構外の学術団体等が主催するもの。別表第2における料金による。
	機構の職員が所属する機構内の教育研究組織が主催し, 又は共催するもの。徴収なし
5. 機構又は部局の式典・会合等 (第6条第1項第4号)	徴収なし

(注)

- 1 共催, 協賛及び後援の場合にあつては, パンフレット等に機構の名称・学章, 豊田講堂のロゴ等を記載するものとする。
- 2 共催に当たっては, 機構又は部局が明らかに主体性を持つものに限る。